ひょうご人権ジャーナル

きずな

ひろげよう こころのネットワーク

2013年
（平成25年）
11

特集テーマ

ネット社会と人権

安全・安心なネット社会を

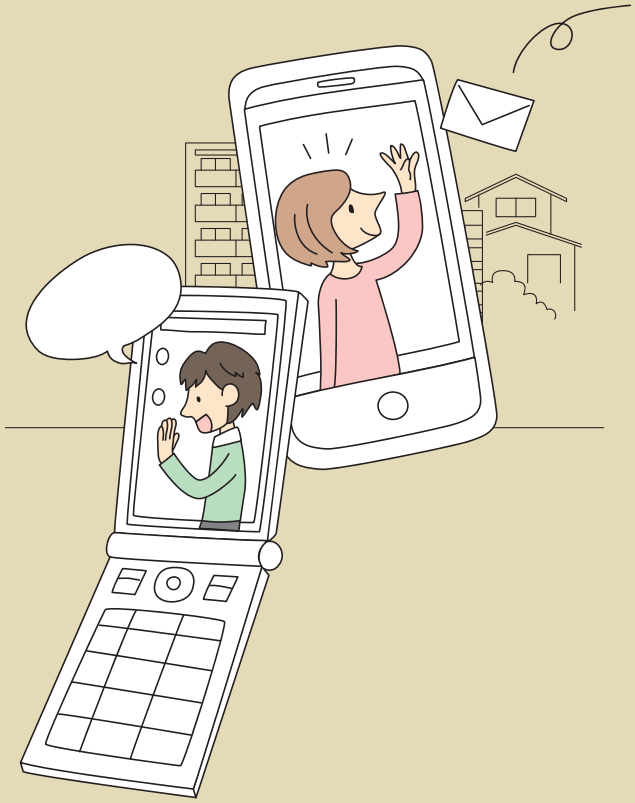

11月25日～12月1日　犯罪被害者週間

2005（平成17）年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間に設定。犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性について、集中的な啓発事業などを通して国民の理解を深めることを目的としています。

2 ご存じですか？ SNS

3 情報化社会の現状と今後の方向性
－急速な社会変化とその歪みを受け入れて－
森井昌克さん（神戸大学大学院工学研究科 教授）

4 サイバー犯罪の被害者・加害者にならないために
左山元彦さん
（兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 課長補佐）
篠原嘉一さん
（兵庫県情報セキュリティサポーター）

6 高齢者向けのユニークなICT機器の講座
ＮＰＯ法人花パソ（京都市）

7 犯罪被害者に寄り添った支援活動を展開
ＮＰＯ法人ひょうご被害者支援センター

8 情報ぷらざ

兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会

特集

ネット社会と人権

ホームページの閲覧はもちろん、メールやショッピングが簡単にできるなど、インターネットは私たちの生活に欠かせません。その一方で、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを悪用した誹謗中傷や個人情報の流出といった人権問題も増えています。インターネットの良い面、悪い面について理解を深め、安全・安心なネット社会について考えてみましょう。

ご存じですか？ SNS

ソーシャル　ネットワーキング　サービス

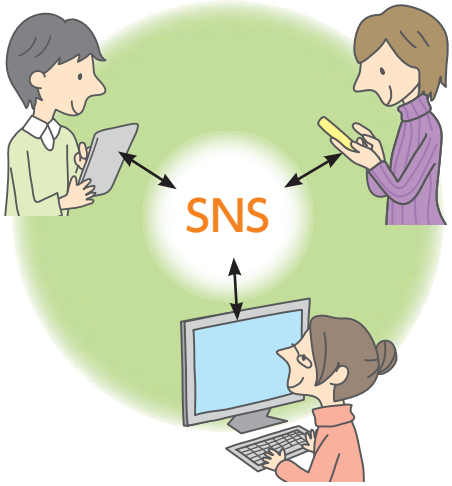

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、人と人とのつながりを促進・サポートする会員制のコミュニティー型ウェブサイトです。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供するほか、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場も提供します。日本ではFacebookやLINEが代表格です。

SNSには自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、会員同士でメッセージを送る機能などが付いています。しかし、便利な半面、事件関係者が第三者に個人情報を特定されて暴露されたり、不用意な発信をしたために誹謗中傷されたりといった人権侵害も増えています。

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

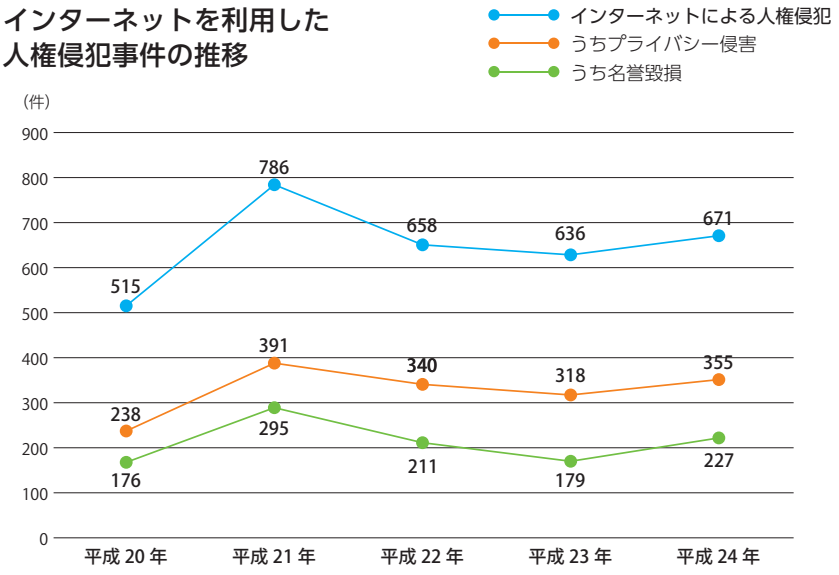

法務省「平成 24 年度における『人権侵犯事件』の状況について」より
※人権侵犯事件：人権が侵害された疑いのある事件のこと

平成 24 年度に法務省が取り扱った「インターネットを利用した人権侵犯事件」は 671 件で、前年度より 5.5％増加しています。このうち、プライバシー侵害事案が 355 件、名誉毀損事案が 227 件で、この両事案で全体の 86.7％を占めています。

メッセージ

情報化社会の現状と今後の方向性

－急速な社会変化とその歪みを受け入れて－

森井　昌克 さん（神戸大学大学院工学研究科 教授）

悪ふざけ自慢

今年、犯罪を含む反社会的行為や迷惑行為をツイッター等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で自慢する事件が多発しました。当然、その証拠となる写真や記事が公開されることから、大騒動となり、当人だけでなく、その勤務先や学校等が社会的な批判を受け、結果的に当人は解雇、退学、さらに閉店や休業、あるいは損害賠償を求められる事態を引き起こしています。

炎上とその結果

このようなことは、実は今に始まったことではなく、インターネットの利用が広まったときからなのです。数年前ではサッカー選手と交際中の女性がホテルを利用したことを、そのホテルのアルバイト学生がツイッターに投稿してしまい、騒ぎを引き起こしました。仮にもアルバイトとはいえ、ホテルの関係者がその利用者の個人情報を晒すことはホテルの信用にも関わります。ホテル側は公にも謝罪するとともに、アルバイト学生を解雇しました。

これだけで収まったわけではなく、アルバイト学生の氏名や所属大学、住所、顔写真までがネットに公開されました。当人と全く関係ない第三者が調べ上げ、ネットの掲示板に公表したのです。さらに自宅内の写真、家族の写真、父親の勤務先まで公開されました。自宅や大学、それに父親の勤務先にも抗議の電話があったということです。これは過去の事件として記憶に残るだけでなく、その晒された個人情報すべてが記録として未来永劫残るのです。

理解を超えたネット社会

なぜ、このようなことが続くのでしょうか。それは利用者がインターネット、広くはネット社会を理解していないからです。正確に言えば、理解を超えて、実生活に密着してしまったのです。使い方やそれが引き起こす結果を推し量ることなく、目の前の便利さに飛びついているからなのです。まさにドラえもんのお腹の四次元ポケットから取り出されるひみつ道具を使い、目先の便利さに気を取られ、後の影響に翻弄されるのび太くんのごとくです。大きな違いはひとつの些細な失敗と教訓（学習）に終わるところが、一生付きまとう人生の汚点となることです。しかもそれが常に他人の目に晒されるのです。

千年の変化

インターネットが人々の生活に根付き、今またスマートフォンの普及によって、それが確固たる社会的基盤となりました。しかし、それはたかだか、この十数年程度の歴史しかないのです。〝社会〟とは人と人との繋がり、その関係を基本とします。ほんの数十年前まで人々の基本的な生活は千年以上前の平安時代と何ら変わることはありませんでした。もちろん、鉄道、自動車、飛行機が生まれ、そしてラジオ、テレビが普及し、電話も利用できるようになりましたが、人と人が直接会って、手を取り合うことが基本だったのです。その上で千年にわたって、徐々に変化を遂げてきたのです。前述の文明機器を利用するほんの一瞬を除いて、千年前とほぼ同じ生活形態と見なしても良いでしょう。それがこの十数年で急激な変化を遂げたのです。

ネット社会の歪み

ネット社会という急拵えの、いわば新しい社会で、好むと好まざるとに関わらず、生活を行わざるを得なくなりました。千年の変化をわずか十数年で成し遂げること自体に無理があり、少なくとも歪みを持たざるを得ません。その歪みの結果が「悪ふざけ自慢」であり、昨年のパソコン遠隔操作事件やネット口座預金不正引き出し等のサイバー犯罪へとつながっているのです。人のネット社会に対する意識が技術の発展に追いついていないことが、歪みを生じる一つの原因です。

時間を超えるネット社会

大昔、数百年以上前まで人々の社会生活は点の世界でした。つまり地理的にも、その閉ざされた社会で生活していたのです。やがて交通手段が発達し、面の世界となりました。世界中、どこででも生活できる世界になったのです。現在のネット社会は空間を超越した世界です。時間を超えて生活、つまり記録が残り、未来に届けることができるのです。しかもそれに誰でもアクセスできる世界なのです。真偽に関わらず、誹謗中傷を含めたすべての記録や個人情報が未来永劫残されるという陰の部分に十分留意すべきなのです。

プロフィール　1958（昭和33）年大阪府生まれ。1989（平成元）年、大阪大学大学院工学研究科博士後期課程通信工学専攻修了。工学博士。京都工芸繊維大学助手、愛媛大学助教授、徳島大学教授などを経て、2005（平成17）年から現職。情報通信工学、ネットワークセキュリティ等の研究、教育を通して、健全なネット社会の育成、啓発に力を入れている。

サイバー犯罪の被害者・加害者にならないために

左山（さやま） 元彦（もとひこ）さん（兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 課長補佐）

インターネットは今や社会経済活動や市民生活に必要不可欠なものとなっています。一方で、わいせつ画像や児童ポルノ画像を誰でも容易に閲覧することができ、ＬＩＮＥやツイッターなどＳＮＳと呼ばれるコミュニティツールで、見知らぬ人同士が簡単に出会うこともできます。

昨年、学校裏サイトと呼ばれる掲示板で、中学生が特定の女子学生を捉えて「Ａ子とＢ男は男女関係にある。Ａ子は以前Ｃ男とも男女関係にあった」などとＡ子さんの名誉を毀損する書き込みがあり、捜査に着手しました。Ａ子さんは事実でないことを投稿され、同級生に閲覧されたことで、一時、不登校になりました。

最近では、広島県内でＬＩＮＥで悪口を言われた少女らが、相手を殺めるといったショッキングな事件も発生しています。また、面白半分や冗談でコンビニの冷蔵庫に横たわった姿や、電車の線路内に侵入した姿を投稿する事案等も多く発生し、社会的な問題となっています。

それでは、サイバー犯罪のうち、人権にかかわる事象にはどのようなものがあるのでしょう。内閣府の２０１２（平成24）年度人権擁護に関する世論調査を見ますと、別図のとおり誹謗中傷やプライバシーについてなど、多くの人がインターネット上の人権侵害について問題意識を持っていることが分かります。インターネット上では、悪質な書き込みや個人情報の意図的な流出など人権侵害に関する問題が実際に起こっているのです。

自らが被害者・加害者にならないためにはどうすればいいのか、インターネットを使う上で特に次の３点に留意してほしいのです。

❶ 安易に個人情報を掲載しない

インターネット上に個人情報を載せてしまうと、第三者がその人になりすまし、あらゆる犯罪を引き起こす可能性があります。ここで言う個人情報とは、単に住所や名前だけでなく、個人を特定できる全てのものを含みます。例えば、通っている学校名や、今どこで何をしているかなど行動を特定できるもの（デジタル写真にはＧＰＳ情報も付いている場合がある）も個人情報に含まれます。

インターネットでは、知り合いや仲間だけが書き込み等を見ているのでなく、悪意のある第三者も見ることができます。その危険性を理解した上で、投稿前に「本当に大丈夫か」と自問自答してください。

❷ 流出した情報は永久に消えることがない、ネットの特性を知る

掲示板やメール等の内容について、相手の気持ちを十分に考えましょう。あなたの書いた内容はネット上に公開され、コピーされて拡散し、削除してもどこかで利用され、永久に消えることがないという危険性があることを理解してください。

書き込んだ内容は、相手方の受け止め方一つで大きく意味が変わってきます。内容には感情が伝わらず、文字のデータでしか相手方に伝わりません。表現がうまく伝わらず誤解を招き、荒っぽい言葉遣いをしてしまい、ケンカになったケースも数多くあります。また、書き込み内容が脅迫や名誉毀損など刑罰法令に触れる場合には、警察に検挙される場合もあります。

「インターネットによる人権侵害についてどのような問題が起きていると思うか」という設問に対する回答

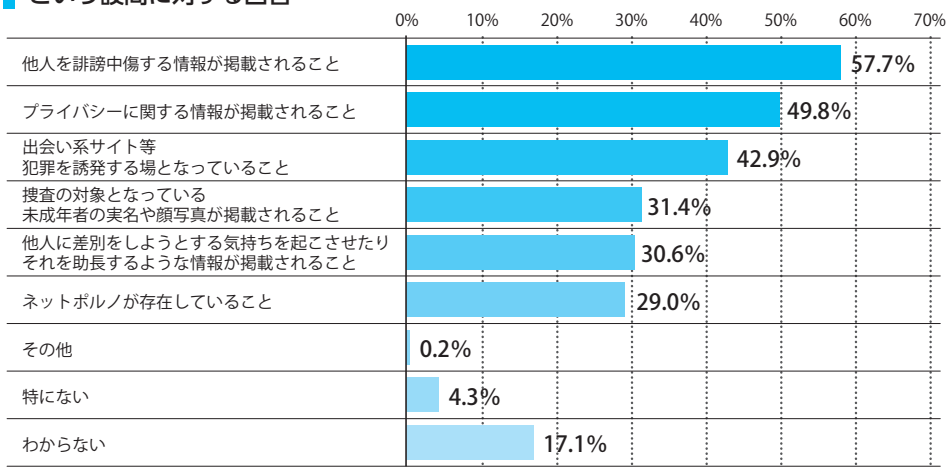

内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成 24 年 8 月調査より　　複数回答 有効回答数＝ 1,864 人

※サイバー犯罪＝コンピュータ技術やインターネットなどの電気通信技術を利用した犯罪行為の総称。別名：コンピュータ犯罪、ハイテク犯罪

❸ 見知らぬ人との繋がりの危険性を知る

インターネット上で、悪意のある成人男性が女子児童との出会いを求めて同年代の女子児童と偽り、架空の人物になりすましてしまうと、簡単には相手の正体を見破ることができません。特にSNSなどを利用していると、知り合った人と通話やメッセージのやり取りをしていくうちに意気投合してしまい、面識のない第三者を「信頼できる人」と勘違いしてしまう場合があります。また、「友だち」に登録した仲間とやり取りしているつもりでも、いつの間にか「友だちの友だち」といった繋がりができており、知らない人と個人情報をやり取りしていることもあります。

相手の正体が実は「…」だったといったことで、実際に会ってみると犯罪に巻き込まれるなどの危険性があることを理解し、ネット上で知り合った人とはネット上での付き合いにとどめるなど、現実空間と混同しないようにしてください。また、サイバー犯罪に巻き込まれるのは大人だけでなく、青少年が被害者・加害者になりやすい現状を認識しましょう。

保護者はスマートフォンなどを買い与えるだけでなく、子どもがどのように使っているのかにも常に気を配ることが大切です。

最後に、兵庫県警では関係機関・団体など官民が連携して「サイバー空間の脅威に対する兵庫県官民合同対策プロジェクト」を2012（平成24）年12月に立ち上げました。これまで官民の各機関が個別に行っていた対策をまとめ、情報を共有し、啓発活動や犯罪を起こさない環境の整備などを進めて、サイバー犯罪に対応していきます。

安心安全なネット利用

－青少年保護者へのメッセージ－

篠原　嘉一 さん
（兵庫県情報セキュリティサポーター）

小学生から大学生まで、今では何の抵抗もなくネット端末を使いこなしています。そのツールは携帯電話にとどまらず、ポータブルゲーム機やiPodなどの音楽プレイヤーでコメントや画像を投稿しています。

最近、問題になっている迷惑行為の画像も、一つのブームのようにウケ狙いで撮影され、SNSに投稿されています。しかし、その画像が自分の将来にどう影響を及ぼすのかを考えてみてください。今のSNSは「誰でも」容易に投稿できる仕組みになっています。インフラは整備され「どこでも」投稿できます。あまりにも容易に投稿できる環境で感覚が麻痺していませんか？ 面白いと感じている画像は「迷惑行為」の記録ではありませんか？ 投稿されたコメントや画像は「誰でも検索」できるのです。これからは今以上に簡単に見つけ出せるようになるでしょう。そして、投稿された画像は「消えることがない」のです。

SNSの本当の仕組みを理解せずに利用するリスクを考えてみてください。ネットに残った書き込みは、SNSを通じて世界中の人や就職内定先や職場の上司にも見られます。悪い書き込みがあれば就職に影響し、社員評価に影響し、結婚にも影響するのです。

ネットに何かを書くということは、削除しても永久に残るのです。彼との関係を綴った日記をネットに残してしまうと、紐付けされたデータは知り合いの目に触れます。何万人の目に晒されるという覚悟でサイトに発言しているのでしょうか？ 内容によっては悪意のある人物から、結婚が決まったときに脅されたという事例もあります。こんな環境は数年前にはありませんでした。昔のデータは埋もれていました。

しかし、技術の発達した今、あなたのあらゆるデータは掘り起こされ、データベースに収まり、自分の将来に影響し続けるのです。ネット時代だからこそ自他共に人権意識を高めなければいけないのです。

●兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課
TEL 078（341）7441㈹

兵庫県インターネット安全利用相談窓口

●兵庫県警察本部少年育成課ヤングトーク
0120-786109（月曜～金曜　9:30～17:30）

●ひょうごっ子ネットいじめ情報相談窓口
TEL 06（4868）3395（月曜～土曜　14:00～19:00）

●ひょうごユースケアネットほっとらいん相談
TEL 078（977）7555
（月曜、水曜、金曜、土曜　10:00～12:00、13:00～16:00）

取材ノートから

高齢者向けのユニークなICT機器の講座

NPO法人花パソ（京都市）

仲間たちと和気あいあいと

2005（平成17）年に設立した「NPO法人花パソ」は、京都市内で高齢者向けのパソコンやタブレット[※1]端末を使用する多彩な講座を開講。高齢者がICT[※2]機器に慣れ親しみ、情報社会における人と人とのつながりを実感できる場を提供しています。

「ミニコミ誌作成講座」の受講生は1クラス5人から8人。ワープロソフトで作成した俳句やデジタルカメラで撮影した写真などを盛り込んだ誌面作りに取り組んでいます。「受講生の皆さんの間に仲間意識が深まります。完成した時にみんなで充実感や達成感を味わうことは認知症予防にもつながります」と理事長の馬場次代さん。

受講生の70歳の女性は「少人数で気軽に質問できるのが気に入っています。かゆいところに手が届く感じですね。仲間との会話も楽しいです」と慣れた手つきでタブレット端末を操ります。

受講生たちのクラブ活動も盛んで、その一つがタブレット端末の楽器[※3]アプリを駆使する「花パソ プラチナバンド」です。最近は市内のイベントで演奏する機会が多く、「エーデルワイス」やAKB48の「会いたかった」などレパートリーも増えています。馬場さんは楽器アプリを使った全国規模の発表会を計画。各地のNPO法人に働き掛け、来年3月2日に発表会と交流会を開催することが決まりました。

理事長の馬場さん（右）。講座で質問しそびれたりした時は個別に対応します

花パソ プラチナバンドはイベントへの出演が増えています

NPO法人花パソ
京都市伏見区東町206　TEL 075(612)6099
花パソ　検索

子育て後の女性がインストラクター

講座の内容やクラブ活動のほかに、インストラクターの顔ぶれにも特徴があります。14人全員が女性で平均年齢は60歳超。これには、子育て後の職場復帰に苦い経験を持つ馬場さんの意向が大きく反映されています。

「子育てが一段落ついた女性が活躍できる場をつくりたいと考えました。まだまだもうひと花もふた花も咲かせてほしい、そんな思いで『花パソ』と名付けたんです」

インストラクターたちは日頃からICT機器の指導方法はもちろん、医療関係者を招いて認知症予防などについても研修を積んでいます。彼女たちの中には元受講生も多く、自分がつまずいた経験を生かして丁寧で分かりやすい指導を心掛けています。

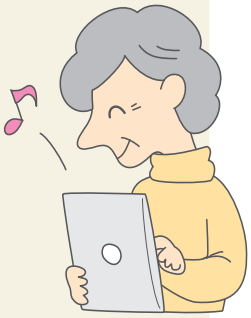

※1　タブレット（平板）型の持ち運びに便利なパソコンで、キーボードは付いておらず、液晶の画面に指先を当てながら操作（タッチパネル式）する
※2　情報通信技術のこと。コンピューターやネットワークに関連する技術や産業、設備、サービスなどの総称
※3　楽器を擬似的に奏でられるソフトウェア

TOPICS

犯罪被害者に寄り添った支援活動を展開

NPO法人ひょうご被害者支援センター

「NPO法人ひょうご被害者支援センター」は、殺人事件などの犯罪や事故の被害者とその家族らが抱える悩みの相談や心のケアなどを通して、社会全体で被害者等をサポートできる環境づくりに取り組んでいます。

犯罪の被害を受けた人、かけがえのないものを一瞬で奪われた遺族が背負う悲しみは計り知れません。さらに加害者のことが頭をよぎり、追い打ちをかけるように裁判等の慣れない手続きなどによって心身共に疲弊してしまいます。

同センターでは、研修を積んだ相談員による電話相談、弁護士や臨床心理士による面接相談を実施するほか、裁判所や警察、病院などに付き添ったり、陳述書の作成を手伝ったりしています。また、警察や法テラスなどの関係機関とも連携しながら被害者の負担軽減に努めています。

「直接的被害は心に深く大きな傷を残しますが、二次的被害によって傷つく人も多いのです」と事務局長の田中実恵子さん。二次的被害とは、被害者等が捜査の過程でマスコミなどから心ない言葉を浴びせられたり、社会の無理解・無関心により傷つけられたりすることで、その原因は犯罪被害者や家族の心情を理解しきれていないことにあります。

その問題を解決する取り組みの一つが、警察との連携による「命の大切さを学ぶ授業」です。犯罪被害者や家族が学校に出向き、児童・生徒たちに大切な人の命を奪われた悲しみや、やるせなさを伝え、自分の命も他者の命も大切にしてほしいと説きます。

相談員の遠藤えりなさんは「電話相談の時、事件のあまりの理不尽さに言葉を失うことがあります。犯罪被害者とその家族に対する理解を広めるとともに、被害者に寄り添った支援を続けていきたいです」と話します。

NPO 法人
ひょうご被害者支援センター

2002（平成14）年1月に任意団体として設立。6月にNPO法人に。2009（平成21）年、兵庫県公安委員会から※犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。
TEL 078（362）7512

※犯罪被害者の精神的負担を早期に軽減し、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行う団体のこと

電話相談のご案内

事故や犯罪、嫌がらせなどの被害に遭ったとき、法律の適用や今後の手続きなど分からないことがあれば気軽に電話してください。

TEL 078（367）7833

無料
火曜、水曜、金曜、土曜（祝日を除く）
10:00～16:00
※面接相談（弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談）は予約制

試写室

舟を編む（2013年）

昨年の本屋大賞に輝いた三浦しをんの同名小説を映画化。出版社の営業部で変わり者扱いされていた馬締光也（まじめみつや）は、営業部から辞書編集部に異動するや、その才能を開花させて辞書編さんに没頭します。「右」という言葉の解釈をどうするか、若者言葉をどこまで盛り込むか、24万語もの見出し語の選定など、言葉をめぐって格闘する辞書編集部の面々が個性豊かに描かれています。

全て手作業による15年に及ぶ辞書作りを柱に、馬締が暮らすボロアパートの一室、大家の孫娘との恋の始まり、彼女の作る料理などが点描されていきます。デジタル時代の今、インターネット上には相手を誹謗中傷する心ない発言が見られます。人のぬくもりと、それに通ずるアナログ感を大切にしたいというのが主題ではないでしょうか。

10月30日から11月12日までパルシネマしんこうえん、11月16日に芦屋ルナ・ホール、26日に神戸文化ホールで上映されます。

監督：石井裕也　出演：松田龍平、宮﨑あおい、オダギリジョー、加藤剛ほか
問い合わせ▶兵庫県映画センター TEL078（331）6100

情報ぷらざ

みんなで人権を考えよう「人権のつどい」を開催

日時　12月2日(月)13:30〜16:20
場所　兵庫県公館大会議室 ※神戸市営地下鉄「県庁前」駅西出口5すぐ

兵庫県では12月4日〜10日の「人権週間」を周知し、人権意識を高めるとともに、「人権文化をすすめる県民運動」の一層の推進を図るため「人権のつどい」を開催します。

●プログラム
■講演
「いのちの終わりに見えること」
徳永進さん
(野の花診療所所長／医師)
■ハートフル人権コンサート
前川裕美さん(音楽家)
■「のじぎく文芸賞」表彰式

●定員
500人。参加無料(要申し込み)

●申し込み方法
はがき、ファクス、メールで受け付け。郵便番号・住所、名前、年齢、電話番号、「つどい参加希望」を明記の上、11月15日(金)までに下記へ
<先着順。入場できない場合は11月21日(木)までに連絡します>
〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会研修部
FAX078(242)5360
info@hyogo-jinken.or.jp

12月10日〜16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2人が認定を受けています。拉致問題は一刻も早く解決しなければならない人権侵害です。この機会に、拉致問題についての関心と認識を深めましょう。

詳しくは政府拉致問題対策本部ホームページへ
日本人拉致問題　検索

イベントガイド

市川町 人権文化推進実践発表会& ヒューマンフェスティバル	**●日時**／11月9日(土)13:00〜16:30 ※無料、申し込み不要 **●場所**／市川町立瀬加中学校 ※JR「福崎」駅からタクシーで約15分 **●内容**／公開授業、人権主張、人権標語・ポスター等の表彰式、講演「混迷の時代を生きる〝命の重さ〟」江川紹子さん(ジャーナリスト) **●問い合わせ**／市川町教育委員会教育課 TEL0790(26)0001
ひょうご 被害者支援センター シンポジウム	**●日時**／11月17日(日)13:30〜16:30 ※無料、申し込み不要 **●場所**／パレス神戸 ※JR・阪神「元町」駅から徒歩約5分 **●内容**／講演「犯罪被害者をとりまく司法改革の現状と展望」佐藤健宗さん(弁護士) **●問い合わせ**／NPO法人ひょうご被害者支援センター TEL078(362)7512
日々の生活と 人権を考える集い2013	**●日時**／11月21日(木)14:30〜16:30 ※無料、申し込み不要、託児あり(要予約) **●場所**／芦屋ルナ・ホール ※JR「芦屋」駅から徒歩約5分 **●内容**／ピアノ弾き語りコンサート「いのちのうた こころのうた」沢知恵さん(シンガーソングライター) **●問い合わせ**／芦屋市人権推進課 TEL0797(38)2055
あかしヒューマンフェスタ	**●日時**／11月29日(金)10:00〜16:30 ※無料、申し込み不要 **●場所**／明石市民会館 ※JR・山陽「明石」駅から山陽バス「明石市役所前」下車すぐ **●内容**／実践発表会、パネル展示、講演「『助けてと言える社会へ』〜困窮者支援の現場から見た日本〜」奥田知志さん(NPO法人北九州ホームレス支援機構代表) **●問い合わせ**／明石市人権推進課 TEL078(918)5058
宝塚市男女共同参画プラン 推進フォーラム	**●日時**／11月30日(土)13:30〜15:30 ※無料、要申し込み、託児あり(要予約) **●場所**／宝塚市立西公民館 ※阪急「小林」駅から徒歩約2分 **●内容**／講演「さぁ、もっと、自分らしく！〜幸せに生きるためのヒント〜」大崎麻子さん(関西学院大学客員教授、聖心女子大学非常勤講師) **●問い合わせ**／宝塚市人権男女共同参画課 TEL0797(77)9100

ハーフタイム

先日、職場のパソコンが故障し、ほんの数日ですがインターネットが使えませんでした。メールでの連絡、調べものなどができず、あらためてインターネットはなくてはならない存在だと実感しました。今月号の取材を通して、インターネットは使い方次第で、素晴らしい道具にも人を困らせる道具にもなり得るということを再認識しました。しっかりとした人権感覚と判断基準を持って、使いこなしたいものです。(小池)

(公財)兵庫県人権啓発協会　〒650-0003　神戸市中央区山本通4-22-15　県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355　FAX 078(242)5360　info@hyogo-jinken.or.jp
兵庫県人権啓発協会　検索
2013(平成25)年11月発行